

## 議案第 1 号

### 富津市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について

富津市教育委員会は、富津市学校給食運営委員会委員として次の者を委嘱又は任命することについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 5 号）第 5 条第 12 号の規定により議決を求める。

氏 名	住 所	職 名
田 中 計		学校医代表
渡 辺 務		富津市議会議員代表
山 下 秋 一 郎		小学校長代表（青堀小学校）
長 谷 川 潤		〃 （佐貫小学校）
細 谷 憲 一 郎		〃 （環小学校）
宮 崎 秀 行		小学校 P T A 代表（富津小学校）
森 一 貴		〃 （天羽小学校）
鈴 木 宏 美		中学校 P T A 代表（大佐和中学校）
井 坂 理 恵		養護教諭代表（吉野小学校）
川 名 泰		学識経験者

（任期：令和 4 年 7 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日）

令和 4 年 6 月 23 日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

### 提案理由

富津市学校給食運営委員会委員の任期が、令和 4 年 6 月 30 日をもって任期満了となることに伴い、富津市学校給食調理場の設置等に関する条例（昭和 46 年条例第 56 条）第 8 条の規定により、新たに委嘱又は任命するものである。

なお、同条例第 9 条の規定により、任期は令和 4 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 2 年間とする。

報告第1号

富津市学校給食費管理規則の公布について

富津市学校給食費管理規則（令和4年富津市規則第23号）を公布したので、報告する。

令和4年6月23日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市学校給食費管理規則をここに公布する。

令和4年5月19日

富津市長 高橋恭市

富津市規則第23号

## 富津市学校給食費管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富津市立小学校及び中学校における学校給食の給食費（保護者等が負担する学校給食で使用する食材料の費用をいう。以下「給食費」という。）の額、徴収及び管理に関し、富津市債権管理条例（平成23年富津市条例第22号）及び富津市財務規則（平成8年富津市規則第23号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(給食費の額)

第2条 給食費の額は、次の表のとおりとする。

区分	月額	日額
小学校に就学する児童（以下「児童」という。） 並びに小学校及び単独校調理場に勤務する職員	4,600円	265円
中学校に就学する生徒（以下「生徒」という。） 並びに中学校及び共同調理場に勤務する職員	5,700円	328円

2 給食費の額は、学校給食を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の表に規定する日額に当該学校給食を受けた日数を乗じて得た額とする。この場合において、当該額が前項の表に規定する月額を超えるときは、当該月額とする。

- (1) 児童及び生徒が月の途中で転出し、又は転入したとき。
- (2) 小学校、中学校又は学校給食調理場に勤務する職員（次条、第5条第2号及び第7条第1項において「教職員等」という。）が異動等により月の途中から勤務し、又は勤務しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、月の途中で学校給食を受けなくなったことについて相当の理由があるとき。

(給食の申込み)

第3条 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。第5条第1号において同じ。）は、児童又は生徒が小学校又は中学校へ入学、転入するときに、教職員等は、小学校又は中学校に勤務することとなったときに、富津市学校給食申込書（別記第1号様式）

を市長に提出しなければならない。

(給食の提供の決定等)

第4条 市長は、前条の規定により申込みをした者（次項及び第7条第1項において「申込者」という。）に対し、学校給食の提供を決定するものとする。

2 申込者は、配食月の翌月末までに給食費を納付しなければならない。ただし、3月配食分の給食費については同月末までに給食費を納付しなければならない。

(給食費の負担者)

第5条 給食費の負担者は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者
- (2) 富津市立小学校及び中学校に勤務する教職員等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(給食費の徴収方法)

第6条 給食費は、口座振替の方法により徴収するものとする。ただし、口座振替の方法によりがたい場合は、納付書（別記第2号様式）又は現金による方法により徴収することができる。

(給食費の額の変更)

第7条 児童及び生徒並びに教職員等が、病気、事故等により学校給食を欠食するとき、又は欠食したときは、申込者は、給食欠食届出書（別記第3号様式）を市長へ提出しなければならない。この場合において、欠食した最初の日から起算して7日（土日祝日を除く。）を超えた日以降に欠食した日の給食費は、当該月の給食費から第2条第1項の表に規定する日額に欠食した日数を乗じて得た額を減じた額とし、その額が同表に規定する月額を超えるときは、当該月額を減じた額とする。

2 児童及び生徒が食物アレルギー疾患その他市長が認める疾患を有するときは、給食費の額を変更することができる。この場合における変更基準は、市長が別に定めるものとする。

3 災害その他の理由により緊急に学校給食を提供することができないときは、給食費の額の変更は行わない。ただし、大規模な災害等により、おおむね7日間以上にわたり給食の提供ができないときは、その期間に予定した給食に要する食材

の発注の取消しができた範囲内において、給食費の額の変更をすることができる。

- 4 前各項に定めるもののほか、市長が特に認める場合は、給食費の額の変更をすることができる。

(給食費の未納に対する措置)

第8条 市長は、給食費を未納している者（以下この条において「未納者」という。）があったときは、富津市債権管理条例第6条及び富津市債権管理条例施行規則（平成23年富津市規則第36号）第8条の規定により未納者に督促状（別記第4号様式）を発するものとする。

- 2 市長は、富津市債権管理条例施行規則第9条に規定する期間までに前項の督促を受けた未納者が納入しないときは、富津市債権管理条例第10条の規定により履行を請求すること等の措置を講ずるものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、給食費の徴収及び管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前までに、富津市学校給食徴収規則（平成24年富津市教育委員会規則第5号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

第1号様式（第3条関係）

（表面）

富津市学校給食申込書

年 月 日

富津市長 様

申 込 者  （小・中学生の場合は保護者）	住 所	〒
	ふりがな 氏 名	
	電話番号	

私は、裏面の「富津市学校給食の提供に関する事項」を承諾し、学校給食の提供を申し込みます。

児 童 ・ 生 徒 等	学 校 名	富津市立	小・中学校	学 年	年 組
	ふりがな 氏 名			性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 生			
	住 所	〒			
	備 考				

※ 備考欄は、「食物アレルギー疾患等を持っている」など事前に知らせておきたいことを記入してください。

(裏面)

### 富津市学校給食の提供に関する事項

- 1 学校給食の実施日は、学校の休業日を除く日で、教育委員会が定める日とします。ただし、振替授業等により休業日と授業日を振り替える場合があります。
- 2 学校給食の対象者及び給食費の額は、次のとおりです。

区 分	月 額	日 額
小学校に就学する児童（以下「児童」という。） 並びに小学校及び単独校調理場に勤務する職員	4,600円	265円
中学校に就学する生徒（以下「生徒」という。） 並びに中学校及び共同調理場に勤務する職員	5,700円	328円

- 3 この申込書は、学校給食の提供を受ける者1人につき1枚ずつ記入し、小学校、中学校又は学校給食調理場に提出するものとします。
- 4 学校給食の提供は、市長が学校給食申込書を受け取ったときをもって決定するものとします。
- 5 学校給食の申込みによる提供期間は、特に申出がない限り、在校中とします。
- 6 給食費は、配食月の翌月末（3月分の給食費は、当月末とする。）口座振替の方法により納付するものとします。ただし、口座振替の方法によりがたい場合は、納付書又は現金による方法により納付することができる。
- 7 給食費が納付期限までに納付されない場合は、督促状を発送します。
- 8 学校給食の申込者が給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお納付しない場合は、裁判所への支払督促等の法的措置をとるものとします。
- 9 アレルギー食等の対応については、除去食及び代替食を提供できませんので、食物アレルギー疾患等のある児童及び生徒は、弁当を持参してください。ただし、牛乳など容易に除くことができるときは提供できる場合がありますので、校長と保護者が相談するものとします。
- 10 災害その他の理由により緊急に学校給食を提供することができないときは、給食費の減額は行わないものとします。ただし、大規模な災害等により、おおむね7日間以上にわたり給食の提供ができないときは、その期間に予定した給食に要する食材の発注の取消しができた範囲内において、給食費を減額することができるものとします。



第2号様式 (第6条関係)

<p>公 千葉県富津市 学校給食費</p> <p>市町村コード 1 2 2 2 6 2</p> <p>加入者名 富津市 口座番号 納入金額 円</p> <p>通知書番号 納入期限</p>		<p>納入済通知書</p> <p>この納入済通知書は納付済の証明として有効です。</p>		<p>公 千葉県富津市 納付書 (原簿)</p> <p>加入者名 富津市会計課 口座番号</p> <p>納入義務者</p> <p>児童生徒名</p> <p>通知書番号</p> <p>納入期限</p> <p>納入金額</p> <p>千葉県 富津市 122262</p> <p>領収日付印</p> <p>(富津市・コンビニ店発行) 収納代行 地銀1017-7(00)</p>		<p>公 千葉県富津市 領収証書</p> <p>加入者名 富津市会計課 口座番号</p> <p>納入義務者</p> <p>児童生徒名</p> <p>通知書番号</p> <p>納入期限</p> <p>納入金額</p> <p>領収日付印</p> <p>(納付書用 (収入印紙不要)) 収納代行 地銀1017-7(00)</p>	
<p>納入義務者</p> <p>コンビニ等収納用</p> <p>(ご注意) パーソナル印紙が貼られていないもの、印紙が貼られていても裏面が貼られていないもの、納入期限を過ぎたもの、金額を訂正した場合はコンビニエンスストアでは納入できません。</p> <p>取りまとめ会社 千葉銀行営業方法 取りまとめ会社 ゆうちょ銀行 東京都台東区センター 4330-9794 A754印刷不可</p>		<p>領収日付印</p> <p>(富津市・コンビニ店発行) 収納代行 地銀1017-7(00)</p>		<p>領収日付印</p> <p>(富津市・コンビニ店発行) 収納代行 地銀1017-7(00)</p>		<p>領収日付印</p> <p>(納付書用 (収入印紙不要)) 収納代行 地銀1017-7(00)</p>	

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

富津市長 様

住 所

保護者名

給食欠食届出書

富津市学校給食費管理規則第7条第1項の規定により、下記のとおり学校給食を欠食しますので届け出ます。

記

学 校 名	
学 年 ・ 組	年 組
児童・生徒等氏名	
欠 食 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
欠 食 理 由	

年 月 日

様

富津市長

## 督促状

下記のとおり給食費が未納となっておりますので、納期限までに納付してください。

なお、この督促状は、年 月 日現在にて作成していますので、納付済の場合には御了承ください。

### 記

児童・生徒氏名						
保護者等氏名						
金額	円					
内 訳	年度 未納金額					
	4月分		8月分		12月分	
	5月分		9月分		1月分	
	6月分		10月分		2月分	
	7月分		11月分		3月分	
	合計					
納期限	年 月 日					

報告第2号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成4年富津市訓令第6号）の一部を改正する訓令を定めたので、報告する。

令和4年6月23日提出

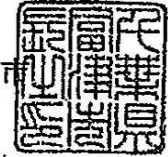
富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年5月19日

富津市長 高橋 恭



富津市訓令第7号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令  
市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成4年富津市訓令第6号）  
の一部を次のように改正する。

第2条の表教育委員会の項中「(15)」を「(16)」に、「(14)」を「(15)」に、  
「(13)」を「(14)」に、「(12)」を「(13)」に、「(11)」を「(12)」に、「(10)」  
を「(11)」に、

「

(9) 私立学校の事務に関すること。

」を

「

(9) 私立学校の事務に関すること。

(10) 富津市学校給食費管理規則（令和4年富津市規則第  
号）に基づく事務に関すること。

」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和4年9月1日から施行する。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成4年富津市訓令第6号）新旧対照表

改正案

機関	事務
教育委員会	<p>(1) 市議会の議案及び市長の権限に属する規則、訓令等の案を作成すること。</p> <p>(2) 教育委員会の所掌する事務に係る予算の執行に関すること。</p> <p>(3) 総合教育会議の運営に関すること。</p> <p>(4) 教育財産の取得及び処分に関すること。</p> <p>(5) 教育委員会の所掌する国又は県の補助金等に係る申請、調査又は報告に関すること。</p> <p>(6) 富津市教育振興事業補助金交付要綱（平成29年富津市告示第32号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(7) 富津市遠距離通学費補助金交付要綱（平成29年富津市告示第33号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(8) 富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示第48号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(9) 私立学校の事務に関すること。</p> <p>(10) 青少年相談員に関すること。</p> <p>(11) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(12) 千葉県知事の権限に属する事務の処理の</p>

機関	事務
教育委員会	<p>(1) 市議会の議案及び市長の権限に属する規則、訓令等の案を作成すること。</p> <p>(2) 教育委員会の所掌する事務に係る予算の執行に関すること。</p> <p>(3) 総合教育会議の運営に関すること。</p> <p>(4) 教育財産の取得及び処分に関すること。</p> <p>(5) 教育委員会の所掌する国又は県の補助金等に係る申請、調査又は報告に関すること。</p> <p>(6) 富津市教育振興事業補助金交付要綱（平成29年富津市告示第32号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(7) 富津市遠距離通学費補助金交付要綱（平成29年富津市告示第33号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(8) 富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示第48号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(9) 私立学校の事務に関すること。</p> <p>(10) 富津市学校給食費管理規則（令和4年富津市規則第 号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(11) 青少年相談員に関すること。</p> <p>(12) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(13) 千葉県知事の権限に属する事務の処理の</p>

（委員会等の職員による補助執行）

第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、次の表の左欄に掲げる機関の職員をして、同表の右欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。

特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）の規定により市が処理することとされた千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号）に基づく事務に関すること。

(13) 天然記念物の猿による被害防止に関すること。

(14) 富津市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示58号）に基づく事務に関すること。

(15) 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）第3条に規定する体育施設に係る財産の取得及び処分に関すること。

(略)

特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）の規定により市が処理することとされた千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号）に基づく事務に関すること。

(14) 天然記念物の猿による被害防止に関すること。

(15) 富津市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示58号）に基づく事務に関すること。

(16) 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）第3条に規定する体育施設に係る財産の取得及び処分に関すること。

(略)



報告第3号

富津市口座振替事務取扱要綱の一部を改正する告示について

富津市口座振替事務取扱要綱（平成17年富津市告示第50号）の一部を改正する告示を定めたので、報告する。

令和4年6月23日提出

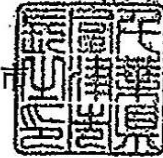
富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市口座振替事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年5月19日

富津市長 高橋 恭



富津市告示第107号

富津市口座振替事務取扱要綱の一部を改正する告示

富津市口座振替事務取扱要綱（平成17年富津市告示第50号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(10) 学校給食費

第5条第1項中「別記第1号様式。以下「依頼書」という。）」を「別記第1号様式の1）若しくは富津市学校給食費口座振替依頼書兼解約届・自動払込利用申込書（別記第1号様式の2。次項においてこれらを「依頼書」という。）又はその両方」に改め、同条第2項中「別記第2号様式）」を「別記第2号様式の1）若しくは富津市学校給食費口座振替届出書兼解約届・自動払込受付通知書（別記第2号様式の2）又はその両方」に改める。

別記第2号様式を別記第2号様式の1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

宛名番号

# 富津市学校給食費

口座振替届出書兼解約届  
自動払込受付通知書

(富津市控)

富津市長 様

年 月 日

区 分	1 新規 (変更 (ゆうちょ銀行を除く) を含む)	2 解約 (ゆうちょ銀行を除く)
納入義務者 (保護者等)	住 所	TEL ( )
	フリガナ	
	氏 名	
給食喫食者 (児童生徒)	フリガナ	
	氏 名	
学 校 名	学校	

私は、学校給食費を口座振替 (自動払込) の方法により納付 (解約) したいので、預金口座振替規定 (お客様控の裏面) を確約のうえ依頼します。

金融機関 (ゆうちょ以外 の銀行等)	金融機関コード				店舗コード			預金の種類		口 座 番 号							
								1 普通	2 当座								
	銀行 ・ 組 合 ・ 金 庫 ・ 農 協										支店 ・ 支所						
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は「の」の欄に記入してください。)							通帳番号 (右からつめて記入してください。)									
	1							0	の								
種目コード	166	契約種別コード	30	払込先口座番号			00100-8-961080			払込先加入者名			富津市会計管理者				

銀行又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

口座名義人	住 所	TEL ( )
	フリガナ	お届け印
	氏 名	

対 象 種 目				納付方法			
学 校 給 食 費				毎 月 (4月、9月を除く)			
振替 (払込) 日	末 日 (土・日・祝日の場合は翌営業日)			振替 (払込) 開始 (解約) 年 月以降分から			

当店に上記口座名義人の預貯金口座のあることを確認し、預貯金口座振替依頼を承諾しました。

(当店の上記口座名義人の口座振替解約届を受理しましたので通知します。)(ゆうちょ銀行を除く)

年 月 日

(取扱金融機関名)

処理欄

受付店日付印

印

(ゆうちょ銀行を除く)

別記第 1 号様式を別記第 1 号様式の 1 とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

宛名番号

# 富津市学校給食費

口座振替依頼書兼解約届  
自動払込利用申込書

(取扱金融機関・ゆうちょ銀行控)

取扱金融機関 御中

年 月 日

区 分	1 新規 (変更 (ゆうちょ銀行を除く) を含む)	2 解約 (ゆうちょ銀行を除く)
納入義務者 (保護者等)	住 所	TEL ( )
	フリガナ	
	氏 名	
給食喫食者 (児童生徒)	フリガナ	
	氏 名	
学 校 名	学校	

私は、学校給食費を口座振替 (自動払込) の方法により納付 (解約) したいので、預金口座振替規定 (お客様控の裏面) を確約のうえ依頼します。

金融機関 (ゆうちょ以外 の銀行等)	金融機関コード				店舗コード			預金の種類		口 座 番 号							
								1 普通	2 当座								
	銀行 ・ 組 合 ・ 金 庫 ・ 農 協										支店 ・ 支所						
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は「の」の欄に記入してください。)							通帳番号 (右からつめて記入してください。)									
	1						0	の									
種目コード	166	契約種別コード	30	払込先口座番号			00100-8-961080		払込先加入者名			富津市会計管理者					

銀行又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

口座名義人	住 所	TEL ( )				
	フリガナ	お届け印				
	氏 名					
対 象 種 目			納付方法			
学 校 給 食 費			毎 月 (4月、9月を除く)			
振替 (払込) 日	末 日			振替 (払込) 開始 (解約)		
	(土・日・祝日の場合は翌営業日)			年 月以降分から		

※ご注意

この依頼書を提出する際は、預金口座振替規定 (お客様控の裏面) を必ずお読みください。

「ゆうちょ銀行」をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

金融機関使用欄 (ゆうちょ銀行を除く)	
印鑑照合	受付印

受付店日付印

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示による改正後の富津市口座振替事務取扱要綱第2条第10号に規定する収入金の納付に必要な手続その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

報告第4号

富津市教育支援委員会委員及び専門調査委員の委嘱について

富津市教育支援委員会委員及び専門調査員の任期が満了となることに伴い、富津市教育支援委員会規則（昭和48年富津市教育委員会規則第6号）第3条第2項、第4条及び第7条第2項の規定により、新たに次の者を委嘱したので報告する。

氏名	住所	生年月日	役職	備考
小林 圭介			木更津病院副院長	委員
田中 計			たなかハートクリニック院長	委員
竹内 修			竹内医院院長	委員
鳩飼 直			大佐和中学校校長	委員長
山口 和久			吉野小学校校長	委員
石井 真奈			佐貫小学校教諭（特別支援学級担任）	委員
松井 啓子			青堀小学校教諭（養護教諭）	委員
西片 聡			君津児童相談所診断指導課長	委員
佐々木 操			君津特別支援学校校長	委員
木村 美文			富津市役所健康福祉部福祉の窓口課長	委員
山口 和枝			富津市役所健康福祉部健康づくり課総括保健師	委員
倉持 優子			君津特別支援学校教諭	調査員
鈴木 隆之			青堀小学校教諭（特別支援学級担任）	調査員
梅田 茜			天羽小学校教諭（特別支援学級担任）	調査員

佐藤 崇子			環小学校教諭(特別支援学級担任)	調査員
刈込 由美子			富津中学校教諭(特別支援学級担任)	調査員

(任期：令和4年6月1日から令和6年5月31日)

令和4年6月23日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂



報告第5号

臨時代理の報告について

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年6月23日提出

富津市教育委員会  
教育長 岡 根 茂

教育委員会の議決事項の臨時代理

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定により、緊急を要する事項の処理について教育委員会の会議を招集する暇がないと認め、次のとおり臨時代理をする。

令和4年6月10日

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

臨時代理第1号

令和4年度富津市一般会計予算6月補正予算（第4号）案のうち教育に関する事務に係る部分について

別紙のとおり

令和4年度富津市一般会計予算6月補正Ⅱ予算(総括)(案)

歳入

(単位:千円)

款・項・目・節	補正前の額	補正額	計	説明
22. 諸収入	395,613	△ 48,587	347,026	
5. 雑入	265,601	△ 48,587	217,014	
5. 雑入	265,590	△ 48,587	217,003	
1. 給食事業収入	152,555	△ 48,587	103,968	青堀小学校調理場 △12,272 大貫共同調理場 △31,844 天羽共同調理場 △4,471
歳入予算要求合計額(節分)	152,555	△ 48,587	103,968	

令和4年度富津市一般会計予算6月補正Ⅱ予算(学校教育課)(案)

歳入

(単位:千円)

款・項・目・節	補正前の額	補正額	計	説明
22. 諸収入				
5. 雑入				
5. 雑入				
1. 給食事業収入	152,555	△ 48,587	103,968	青堀小学校調理場 △12,272 大貫共同調理場 △31,844 天羽共同調理場 △4,471
歳入予算要求合計額(節分)	152,555	△ 48,587	103,968	

令和4年度富津市一般会計予算6月補正Ⅱ予算(総括)(案)

歳出

(単位:千円)

款・項・目・節	補正前の額	補正額	計	説明
10. 教育費	1,944,356	17,142	1,961,498	
5. 保健体育費	539,512	17,142	556,654	
3. 給食費	152,569	17,142	169,711	
10. 需用費	152,569	15,258	167,827	給食材料費
11. 通信運搬費	0	16	16	通知書発送代
18. 負担金補助及び交付金	0	1,868	1,868	学校給食費無償化給付金
歳出予算要求合計額(節分)	152,569	17,142	169,711	

令和4年度富津市一般会計予算6月補正Ⅱ予算(学校教育課)(案)

歳出

(単位:千円)

款・項・目・節	補正前の額	補正額	計	説明
10. 教育費				
5. 保健体育費				
3. 給食費				
(青堀小学校給食事業)				
10. 需用費	36,941	3,695	40,636	給食材料費
(大貫共同調理場給食事業)				
10. 需用費	100,175	10,018	110,193	給食材料費
(天羽共同調理場給食事業)				
10. 需用費	15,453	1,545	16,998	給食材料費
(原油価格・物価高騰対応学校給食費支援事業)				
11. 通信運搬費	0	16	16	通知書送代
18. 負担金補助及び交付金	0	1,868	1,868	学校給食費無償化給付金
歳出予算要求合計額(節分)	152,569	17,142	169,711	

報告第6号

富津市立青堀小学校改築基本構想・基本計画検討委員会委員の委嘱について

富津市教育委員会は、富津市立青堀小学校改築基本構想・基本計画検討委員会設置要綱（令和4年富津市教育委員会告示第4号）第3条の規定により、次の者を委員として委嘱したので報告する。

氏名	選出区分	所属団体・役職	備考
山下 秋一郎	青堀小学校	青堀小学校校長	副委員長
城 森 隆 之		青堀小学校教頭	
野 尻 剛 史	在籍児童 保護者	青堀小学校PTA顧問	
安 藤 玲 仁		青堀小学校PTA監事	
榎 本 孝	自治会	大堀二区区長	
安 室 良 二		大堀五区区長	
檜 山 小 百 合	未就学児 保護者	青堀保育園園児保護者	
高 橋 栄 美 子		明澄幼稚園父母の会役員	
若 月 忠 光	青堀小学校を拠点 とする活動団体	青堀少年野球クラブ代表	
平 野 恵 子		読み聞かせ団体「お話レストラン」代表	
平 野 勉	富津市	教育部長	委員長

（任期：令和4年6月20日から基本構想・基本計画策定の日まで）

令和4年6月23日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

報告第7号

専決事項の報告について（後援申請）

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第9条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月23日提出

富津市教育委員会  
教育長 岡 根 茂



# 後援等申請内容

申請受付日	申請者	開催日	開催場所	事業名	承認年月日
令和4年5月13日	宮城復興支援センター センター長 茂木 秀樹	①令和4年9月3・4日 ②令和5年1月28・29日	①茨城県立さしま少年自然の家 ②千葉市少年自然の家	国際交流&イングリッシュ キャンプ	令和4年5月17日
令和4年5月16日	かずさジュニアオーケストラ 団長 徳尾 和彦	令和4年8月28日	かずさアカデミアホール	かずさジュニアオーケストラ 第23回定期演奏会	令和4年5月23日
令和4年5月17日	乗馬クラブクレイン千葉富津 立石 茂樹	令和4年6月18日～ 8月31日	乗馬クラブクレイン千葉 富津	小学生ふれあい乗馬体験	令和4年5月23日
令和4年5月20日	書道研究 古郷書法院 幹事長 網代 禎谷	令和4年11月5日～ 11月6日	館山市コミュニティセンター 1階展示ホール	第11回房総の児童・選抜 100人書道展	令和4年5月27日
令和4年5月26日	日本ボーイスカウト千葉県連盟 南総地区富津第1団 団委員長 宇山 則幸	令和4年6月19日	旧佐貫中学校南側染川周 辺	ボーイスカウトとあそぼ う！ワクワク自然体験あそ び	令和4年5月30日
令和4年5月26日	卓球サークル「あすなる」 座間 由美	令和4年6月16日	富津市総合社会体育館	第123回座間月例ダブルス 卓球大会	令和4年5月30日

# 後援等申請内容

申請受付日	申請者	開催日	開催場所	事業名	承認年月日
令和4年6月1日	千葉テレビ放送株式会社 代表取締役社長 篠塚 泉	令和4年7月1日～ 11月21日	千葉市生涯学習センター 2階ホール	第17回夏休みみみエゴ絵画コン クール	令和4年6月3日
令和4年6月1日	日本ボイスカウト千葉県連盟 理事長 片平 紀行	令和4年8月6日～11日	荏原製作所資材置場	第21回千葉県キャンポリー	令和4年6月3日
令和4年6月7日	君津地方教育研究会外国語部会 会長 空閑 一	令和4年9月15日	君津教育会館	第52回君津地方中学校英語 コンテスト	令和4年6月9日